

令和5年度

事業計画書

自) 令和 5年 4月 1日

至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

目次

■基本方針 及び 重点事項	・・・	1
■事業計画		
1. 地域福祉活動計画の推進	・・・	2
① 第4次地域福祉活動計画の推進及び第5次地域福祉活動計画の策定		
2. 地域福祉事業の推進	・・・	2
① 小地域福祉活動事業の実施		
② 福祉教育（福祉協力校事業）の推進		
③ 社会福祉施設との連携		
④ 福祉啓発事業の推進		
⑤ 生活支援体制整備事業の推進		
⑥ 地域介護予防活動支援事業の実施		
3. 福祉サービス支援事業の推進	・・・	3
① ふれあいふくし総合相談事業		
② 福祉有償運送事業		
③ 車椅子貸出事業		
④ おもちゃ図書館の運営		
⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援		
⑥ 行方不明高齢者等のための安心ネットワーク		
⑦ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業		
⑧ 生活困窮者に対する貸付事業、食糧支援事業		
⑨ 生活困窮者自立支援事業		
⑩ 行旅人・ホームレス対策事業		
⑪ 包括的支援体制構築事業		
⑫ あんしん貸付支援事業		
4. ボランティアセンター機能の充実	・・・	5
① ボランティアの育成		
② ボランティア活動支援		
③ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業		
④ 災害ボランティアセンター事業		

5. 介護保険・障がい者自立支援事業の推進	・・・	6
① 介護保険事業		
② 障がい者自立支援事業		
6. 受託事業の推進	・・・	6
① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営		
② 権利擁護推進事業		
③ 基幹型地域包括支援センターの運営		
④ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業		
⑤ 指定管理施設の運営		
7. 社協活動体制の強化	・・・	9
① 会務の運営		
② 財源確保への取り組み		
③ 組織体制の見直しと人材育成		
8. 社会福祉センターの管理運営	・・・	9
① 社会福祉センターの維持管理		

令和5年度 鈴鹿市社会福祉協議会 事業計画

● 基本方針

人口減少や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により社会情勢が大きく変化し、本会の相談窓口や地域福祉活動、在宅福祉サービス等の現場でも、既存の分野別の福祉制度では解決が難しい個人や家庭、地域の課題が増えており、抱える問題も複雑化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化などにより、生活困窮者の自立や、ヤングケアラー、子どもの居場所づくりなど、これまでの手法では解決し難い課題も明らかになってきました。

これらの課題に対して、既存の福祉分野ごとの縦割りの垣根を取り払い、鈴鹿市や関係機関、関係団体、地域住民との連携をさらに強化することにより、誰もが安心して地域で暮らし続けることのできるまちづくりの実現に向けて取り組みます。

【重点事項】

1. 重層的支援体制の整備

誰ひとり取り残さず、人と人、人と地域資源がつながる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の整備を図るため、鈴鹿市や関係機関、関係団体等の協議、連携をさらに進めます。本会としても、包括化推進員・CSWと生活支援コーディネーター、基幹型包括支援センターの連携を一層強化し、多様化・複雑化する個々の課題解決に向けてきめ細かく取り組みます。

また、認知症や社会的に孤立している人を地域住民と共に支える地域づくりを進めるとともに、当事者自らが声をあげることが苦手な方、相談窓口に出向くことが難しい方に対しては積極的にアウトリーチ支援し、地域住民の誰もが、生活における困りごとを相談につなげることができる地域づくりをめざします。

2. 施設運営の充実

子どもの発達支援に対する市民のニーズが大きくなる中で、児童発達支援センターである療育センターは、地域の中核的な療育施設としての役割がより重要になっています。研修会等の機会を通じて地域の事業所と療育における課題の解決に向けて情報共有を重ね、鈴鹿市の療育施設全般のサービスの質の向上に努めます。

保護者に寄り添い、一人ひとりの利用者が、その有する能力及び適性に応じ、集団生活への適応性や社会性を身につけ、心身ともに成長できるよう保健・医療・福祉・就労支援・教育等の関係機関との緊密な連携を図り、適切な療育活動の充実を図ります。

また、生活介護支援施設ベルホームも、利用者の個性や障がいの程度に応じて様々な活動を支援するとともに、市内の各事業所との情報共有に努め、利用者やその保護者のQOL（生きがいがあり、心身ともに充実した毎日を送ること）の維持・向上に向け支援いたします。

3. 運営体制の強化

安定的かつ効果的な事業の推進のためには、財源の確保や人材等の経営基盤の強化が必要です。そのため、公的財源の確保とともに、会費、寄附金、事業収入等の独自財源についても創意工夫による増収を図り、財務基盤の安定と強化に努めます。あわせて、組織体制の見直しを検討するとともに、人材確保、人材育成に取り組み、組織運営の強化を図ります。

さらに、今後の当会のめざすべき方向性、経営ビジョン、事業運営の目標を明確にし、その実現に向けた組織・事業・財務等に関する具体的な取組を明らかにするため、新たに中期経営計画を策定します。

● 事業計画

1. 地域福祉活動計画の推進

① 第4次地域福祉活動計画の推進及び第5次地域福祉活動計画の策定

令和5年度上半期に評価推進委員会を実施し、令和4年度実績の評価を行ったうえで、当年度の推進へとつなげます。また、計画の最終年度となることもあり、推進とともに新たに第5次地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

(1) 第4次地域福祉活動計画の推進

- 〔基本目標1 地域ごとの福祉課題に対する取組の支援〕
- 〔基本目標2 福祉啓発事業の推進〕
- 〔基本目標3 災害時における支援体制の強化〕
- 〔基本目標4 地域の困りごとへのアプローチとその対応〕
- 〔基本目標5 多様なニーズのための支援体制づくり〕

(2) 第4次地域福祉活動計画評価推進委員会の開催

- ・令和4年度の実施結果に基づき外部委員及び事務局で評価します。
- ・令和5年度目標の設定

(3) 事務局会議の開催

- ・各目標の進捗状況を確認し、事業推進に向けて修正いたします。
- ・計画の最終年度を迎えることから、次期活動計画へ向けて継続すべき課題の整理及び見直しを行います。

(4) 第5次地域福祉活動計画の策定

- ・策定委員会の開催
- ・事務局会議の開催

2. 地域福祉事業の推進

① 小地域福祉活動事業の実施

(1) 各地区の小地域福祉活動実施団体の代表による連絡会の開催

- ・活動活性化のための情報交換や研修会、活動報告会を行います。

(2) 小地域福祉活動の支援

・地域のニーズに合わせた支え合い活動の提案や、それらの活動への助成

② 福祉教育（福祉協力校事業）の推進

- (1) 校区内の小地域福祉活動実施団体や社会福祉施設との協働の提案
- (2) 福祉体験学習の実施
- (3) ボランティア活動普及事業、地域交流事業助成

③ 社会福祉施設との連携

- (1) 社会福祉施設間における相互の情報交換等を目的とした連絡会と研修会の開催
- (2) 社会福祉施設と小地域福祉活動団体等との協働を支援
- (3) 社会福祉施設と本会の共催イベント等の連絡調整

④ 福祉啓発事業の推進

- (1) 市民を対象とした地域福祉啓発イベントの開催
- (2) 第46回鈴鹿市社会福祉大会の開催（開催時期・令和5（2023）年11月予定）
- (3) 本会事業の広報啓発（広報紙「社協すずか」の配布・ホームページの運用・フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等の活用・福祉講演会の開催等）
- (4) イメージキャラクターを活用した広報事業の推進
- (5) 広報委員会の開催

⑤ 生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーター（1層・2層）が、小地域福祉活動実施団体や関係機関と連携を取りながら、地域支え合い活動の支援を行います。

- (1) 第1層協議体会議、第2層協議体会議の運営
- (2) ホームページ、SNS等での情報発信

⑥ 地域介護予防活動支援事業の実施

- (1) ふれあいいきいきサロンへの助成
- (2) サロン実施団体対象の交流会や運営サポーター養成講座の開催
- (3) サロン実施団体と小地域福祉活動実施団体等との連携を図ります。

3. 福祉サービス支援事業の推進 ～ 住民ニーズに応える福祉サービス事業の実施 ～

① ふれあいふくし総合相談事業

・各種専門相談事業の実施（弁護士相談・司法書士相談・一般相談）

② 福祉有償運送事業

・身体障がいや要介護状態の方で、車椅子や寝たきり等により普通自動車での外出が困難な方に対して、福祉有償運送事業（移送サービス）を実施します。

③ 車椅子貸出事業

・鈴鹿市在住の方を対象として、車椅子を貸出します。

④ おもちゃ図書館の運営

・ボランティアの協力を得て、児童に対し、おもちゃを通じて遊びの場所と遊ぶ楽しさを提供します。

⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援

・小地域福祉活動実施団体が、民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、在宅のひとり暮

らし高齢者を対象に実施する給食サービスを通じ、地域の見守り体制構築を支援します。

⑥ 行方不明高齢者等のための安心ネットワーク

- (1) 鈴鹿市、鈴鹿警察署との連携会議の開催
- (2) 協力事業者を対象とした研修会の開催
- (3) 協力事業者の拡充

⑦ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業

- (1) 共同募金配分事業として母子父子家庭や子育て世帯へ支援します。
 - ・ひとり親家庭ふれあい交流事業への助成
- (2) 児童遊園地遊具設置補助事業
 - ・自治会で管理している児童遊園地及び公園への遊具設置・修繕に対し補助します。
- (3) 子育てサロン事業の推進
 - ・子育てサロンへの助成
- (4) こどもの居場所づくり支援
 - ・こどもの居場所づくりや見守り活動をしている団体への助成

⑧ 生活困窮者に対する貸付事業、食糧支援事業

- (1) 資金貸付事業
 - ・生活福祉資金（低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への資金貸付）・福祉資金（一時的なつなぎ資金の貸付）の貸付事業の実施
 - ・特例貸付制度の債権管理（償還免除、償還猶予）の実施
 - ・自立支援機関との連携強化
- (2) 緊急食糧提供事業
 - ・生活困窮世帯に対し緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進

⑨ 生活困窮者自立支援事業

- (1) 自立相談支援事業（鈴鹿市より一部受託、市役所本庁へ出向）
 - ・生活困窮者、生活困窮者の家族、関係機関からの相談対応
 - ・積極的なアウトリーチの実施
 - ・他機関主催のケース会議等への積極的に参加
 - ・自立相談支援機関主催の支援会議の開催について検討
 - ・新たな機関との連携や、社会資源の開拓
 - ・鈴鹿市における生活困窮者自立支援事業の在り方について市と協議
- (2) 家計改善支援事業（鈴鹿市より受託、市役所本庁へ出向）
 - ・相談者に対し、家計状況の「見える化」や、家計管理に関する助言、貸付のあっせん等を行います。
 - ・家計管理に不安を抱える相談者に対して本事業の積極的な提案
 - ・関係機関等への周知

⑩ 行旅人・ホームレス対策事業

- ・住居を喪失している方もしくは住居を喪失する恐れのある方に対して、各種の制度利用までの支援や住居の確保に向けて相談支援を行います。また行旅中で所持金がない方に対し、旅費の

貸付を行います。

⑪ 包括的支援体制構築事業

(1) 重層的支援体制整備に向けた協議

- ・重層的支援体制整備事業への移行に向け、市のワーキンググループに加わる等協議します。
- ・法人内での重層的支援体制整備事業の理解を深めます。
- ・生活支援コーディネーターとの連携強化、連携会議の開催

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

- ・まちづくり協議会や民生委員児童委員等地域住民にとって身近な組織との連携強化
- ・NPO や市民団体等との連携強化
- ・SSW や学校等教育との連携強化
- ・医療連携の強化
- ・市内子ども食堂ネットワークへの参画

(3) 支援対象児童等見守り強化事業

- ・鈴鹿市、NPO と連携した宅食による子育て世帯の見守り強化

⑫ あんしん賃貸支援事業

- (1) 高齢者や障がい者等賃貸住宅を借りることが困難な世帯に対し住宅情報の提供を行います。
- (2) 三重県による相談会への参加協力や周知活動への協力をを行います。

4. ボランティアセンター機能の充実

～ 地域福祉人材の育成と地域貢献活動への支援 ～

① ボランティアの育成

- (1) 福祉講座等の開講（手話、点訳、音訳講座等）

② ボランティア活動支援

- (1) ボランティア連絡協議会の運営サポート
- (2) ボランティア通信の発行
- (3) ボランティアグループへの活動助成
- (4) 認知症支援に取り組むボランティアグループ「オレンジサポートかりん」の活動支援

③ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業

- (1) 登録ボランティアと受け入れ施設のコーディネート
- (2) 情報交換会や活動報告会の開催

④ 災害ボランティアセンター事業

- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- (2) 運営をサポートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成
- (3) 災害ボランティアセンターと地域との連携強化
(各地区にて災害ボランティアセンターの運営体制や災害ボランティアコーディネーターの役割の周知)
- (4) ボランティアグループ「鈴鹿市災害ボランティアコーディネーターズ」の活動支援

5. 介護保険・障害者自立支援事業の推進 ～きめ細かな利用者支援の実施～

① 介護保険事業

(1) 訪問介護事業所の運営

- ・介護保険、総合事業におけるホームヘルプサービスの提供

(2) 居宅介護支援事業の運営

- ・介護サービス計画の作成とサービス調整及び給付管理
- ・介護予防・総合事業支援計画の作成を地域包括支援センターより受託
- ・介護保険要介護認定調査を保険者より受託

② 障がい者自立支援事業

(1) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施

- ・居宅介護ホームヘルプサービスの提供
- ・視覚障がい者に対する同行援護サービスの提供
- ・感染症対策の実施と助言

(2) 地域生活支援事業に基づく移動支援サービスの実施

- ・感染症対策を行いながら利用者が必要とする外出をサポート

6. 受託事業の推進

～ 地域社会との協働をめざし、利用者本位のサービスを実践 ～

① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営（三重県社会福祉協議会から受託）

- ・判断能力に不安のある方で、必要なサービスを利用するための判断や意思表示を適切に行うことが困難な方（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等）が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や、金銭管理等を行っています。

② 権利擁護推進事業

(1) 鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営

- ・成年後見制度についての相談受付
- ・広報啓発活動の企画・開催
- ・法人後見の受任
- ・運営委員会の開催

(2) 中核機関の運営

- ・市民後見人（権利擁護支援の担い手）の育成に向けた検討
- ・終活支援の充実、わたしの人生ノート（エンディングノート）の普及・活用推進
- ・身寄りのない方の身元保証に関する検討の場（地域推進ケア会議等）への参画

(3) 権利擁護ネットワーク会議の開催

- ・権利擁護事業に係る福祉専門職、法律専門職、行政機関との連携を強化するため、定期的な会議を開催し、「鈴鹿市法福官連携権利擁護研修会」の企画開催や、市民向けの権利擁護に関する啓発物の作成等に取り組みます。
- ・会議において課題の共有と連携強化に努め、地域における協議会の役割を担います。

(4) 基礎から学べる権利擁護講座の実施

- ・福祉職に従事する新任の方や権利擁護について基礎から学びたい方等が、権利擁護に関する基

礎知識を習得し、相談者やその家族の方に権利擁護に関する制度や事業を有効に活用していただくことを目的として実施します。

(5) 市民向け成年後見入門講座の実施

- ・市民に対する成年後見制度の普及啓発と、親族後見人等の養成に向け実施します。

③ 基幹型地域包括支援センターの運営（鈴鹿亀山地区広域連合より受託）

（基幹型地域包括支援センター基本業務）

(1) 全体調整

- ・地域型包括支援センター間の総合調整と運営指針の徹底
- ・地域型包括支援センターの後方支援：地域型包括支援センターの円滑な業務運営の支援

(2) 包括的支援事業

- (ア) 総合相談支援業務
- (イ) 権利擁護業務
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (エ) 地域ケア会議関係業務
- (オ) 介護予防ケアマネジメント業務
- (カ) 広域連合指定事業

④ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業（鈴鹿市より受託）

（認知症初期集中支援推進に関する業務）

- (1) 各チームと担当地域包括支援センター間の総合調整とチーム活動の平準化
- (2) 各チームの困難事例・課題に対する支援
- (3) 行政・チーム員医師・基幹型包括等と基幹型としてのチーム会議を月1回開催
- (4) 鈴鹿市が開催する認知症初期支援チーム検討会議・全体会議への出席
- (5) チームの周知啓発
- (6) チーム合同会議（月1回）・アウトリーチ会議（年3回）・認知症地域支援推進員会議での情報共有
- (7) 本人と家族が相談、共感、交流のできる場所「おれんじルーム」の開催（月1回）

（鈴鹿市認知症地域支援推進事業に関する業務）

- (1) 認知症サポーター養成講座の開催
- (2) 認知症サポーター活動の仕組みづくり
- (3) 認知症地域支援推進員の活動支援
- (4) 認知症カフェの支援
- (5) 認知症について周知啓発
- (6) 若年性認知症支援の強化
- (7) 認知症当事者の社会参加活動支援
- (8) スローショッピング活動
- (9) 認知症連絡会開催（年3回）

（地域づくり推進事業に関する業務）

- (1) チームオレンジ運営支援（チームオレンジコーディネーター）
 - (ア) チームオレンジ養成講座（ステップアップ講座）開催（年1回）

地域型チームオレンジ養成講座開催（依頼時）

- (イ) オレンジカフェ活動支援
- (ウ) チームオレンジグループ活動のマッチングと支援
- (エ) フレンドリーダー定例会の開催（月1回程度）
- (オ) 登録者の名簿管理
- (カ) 個別支援活動の支援
- (キ) チームオレンジ運営マニュアル等の作成

⑤ 指定管理施設の運営

① 鈴鹿市第1療育センターの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 児童発達支援事業
 - ・療育指導の実施（年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施）
 - ・訓練指導の実施（言語療法・理学療法・作業療法の実施）
 - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
 - ・三重県立子ども心身発達医療センターとの連携（地域療育支援事業の実施や研修会への参加）
 - ・療育研修会の実施（市内保育所（園）・幼稚園・学校関係者等を対象とした研修会を実施）
- (2) 居宅訪問型児童発達支援事業
 - ・通所困難な重症心身障がい児を対象とした居宅訪問型の療育指導の実施
- (3) 放課後等デイサービス事業
 - ・就学児童を対象とした集団療育、理学療法、作業療法、言語療法の実施
 - ・臨床心理士による知能検査、発達検査、発達相談の実施
- (4) 保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施
- (5) 障害児相談支援事業（児童福祉法に基づく）の実施
- (6) 特定相談支援事業（障害者総合支援法に基づく）の実施
- (7) ボランティアの育成（託児事業を中心とした施設支援ボランティアの育成）
- (8) 災害、緊急時の対応（避難訓練の実施）
- (9) 実習生の受入
 - ・保育士や専門職（言語聴覚士や理学療法士等）の資格取得のための現場実習の受入
- (10) 情報発信
 - ・広報紙（地域向け）を作成し、関係機関・団体・ボランティア・保護者等に配布
 - ・SNSを活用した療育事業の発信

② 鈴鹿市第2療育センターの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 放課後等デイサービス事業
- (3) 保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施
- (4) ボランティアの育成（療育・託児等施設支援ボランティアの育成）
- (5) 災害、緊急時の対応
- (6) 実習生の受入
- (7) 情報発信

③ 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 生活介護事業の提供（日中一時支援事業を含む）
 - ・個別支援計画に基づく福祉サービスの提供
 - ・からだの取り組みの実施（理学療法士等による「個別訓練」と、生活支援員による「からだの取り組み」メニュー（作成は理学療法士）を提供）
 - ・余暇活動支援（創作活動、外出活動、レクリエーション等の提供）
 - ・利用者の健康状態の把握（定期的なバイタルチェックの実施）
 - ・送迎サービス・食事提供サービスの実施
 - ・祝日営業（年末年始除く）の実施
 - ・感染症対策及び衛生管理の徹底
- (2) 地域間交流
 - ・施設活動支援ボランティア等の受け入れ
 - ・関係団体主催の招待行事への参加
- (3) 緊急時の対応
 - ・避難訓練の実施（年2回）、職員向け防災研修の実施
- (4) 啓発活動
- (5) 実習生の受入
- (6) 日中一時支援事業
 - ・障がい者（児）を一時的に預かり、見守り等の支援の実施
- (7) 社会貢献活動

7. 社協活動体制の強化 ～ 会務運営と事業の推進体制の確立 ～

① 会務の運営

- ・理事会（5月・11月・3月）・定時評議員会（6月）・評議員会（3月）・監事会（5月）の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催（随時）
- ・第4次地域福祉活動計画評価推進委員会の開催（6月）
- ・第5次地域福祉活動計画の策定
- ・中期経営計画の策定

② 財源確保への取り組み

- ・社協会員の募集と福祉寄附の啓発
- ・新たな財源確保に向けた協議

③ 組織体制の見直しと人材育成

- ・組織横断的な活動体制
- ・人材育成基本方針の推進

8. 社会福祉センターの管理運営

① 社会福祉センターの維持管理

- (1) 社会福祉センターの貸館・利用管理
- (2) 大型バス・マイクロバスの運行・利用管理